

NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会

参考資料

平成20年1月30日(水)

地上デジタル放送完全移行前 (～2011年)

地上アナログ放送を視聴できる世帯

地形等の要因により、NHKの地上アナログ放送が視聴できない世帯
【約4万8千世帯】

地上デジタル放送完全移行後 (2011年～)

地上デジタル放送を視聴できる世帯

NHKの地上アナログ放送は視聴できたが、地上デジタル放送は視聴できない世帯
【約30万世帯(現時点)】

衛星を用いた「セーフティネット」により措置(「当面の間の緊急避難措置として」の、「暫定的なもの」)

具体的な方法について、早急に検討(例:使用周波数、措置対象等)し、本年中に公表予定。

BS2による難視聴対策により措置

2011年以降の難視聴対策の在り方について、検討が必要。

衛星によるセーフティネットについて

- 衛星によるセーフティネットは、その実施主体が、委託放送事業者としての認定を受けて実施する。なお、実施主体は、放送分野に実績のある公益的な法人が望ましい。
- 使用する衛星は、放送衛星(17chを想定)とする。
- 運用開始時期は、2009年度内を目指す。セーフティネット視聴希望者からの申請受付は、運用開始の3ヶ月以上前から行うことが望ましい。
- 実施主体は、地上デジタル放送を同時再送信することとし、同時再送信する放送は、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、フジテレビ、東京放送、テレビ朝日及びテレビ東京の7つの地上デジタル放送とする(NHK総合及び教育については、NHK東京デジタルとする)。なお、1の時間帯に標準画質により複数の地上デジタル放送が行われる場合には、主たる放送を同時再送信するものとする。
- 実施主体が行う同時再送信は、標準画質で字幕放送付の放送(EPGは各局EPG、データ放送は無し)を、スクランブルをかけて行うことを基本とし、セーフティネットの対象世帯のみに対して、スクランブルを解除する。なお、NHK総合・教育の扱いについては、NHKにおいて別途検討する。
- 対象世帯は、直接デジタル電波が届かない世帯又はデジタル混信により視聴が困難となっている世帯であり、かつ共聴施設やケーブルテレビ等他の手段を用いてもデジタル放送が受信できない世帯とする。ただし、現在、アナログ放送が受信できない世帯の取扱いについては、今後、検討を行う。
- 対象世帯となり得る地域については、地域協議会において検討を行い、地区名をリスト化する(「ホワイトリスト」)。実施主体は、このホワイトリストを公表し、セーフティネット利用者からの申請を受け付ける。
- 対象世帯で視聴可能な番組は、上記7つの放送局のうち、当該世帯で受信できない放送に対応する放送局の放送とする。ただし、受信できない放送局が、複数の「キー局」の番組を受けて編成している放送局(クロスネット局)の場合には当該「キー局」の全ての放送局とする。なお、民間放送局が1である徳島県及び佐賀県については、実態を踏まえて、今後、検討を行う。
- セーフティネットの実施期間(終了時期)は、5年間(2014年度内)を基本に、国及び放送事業者のセーフティネットに関する経費負担の在り方と併せて検討を行う。
- セーフティネットの経費のうち、送信側の経費(地球局及び放送衛星の整備・運用に関する経費)は視聴者に負担を求めないこととする。また、受信側の経費(コールセンター・利用者管理・料金収納等の経費)については、経費の総額、視聴者負担の在り方を含めて、今後、検討を行う。

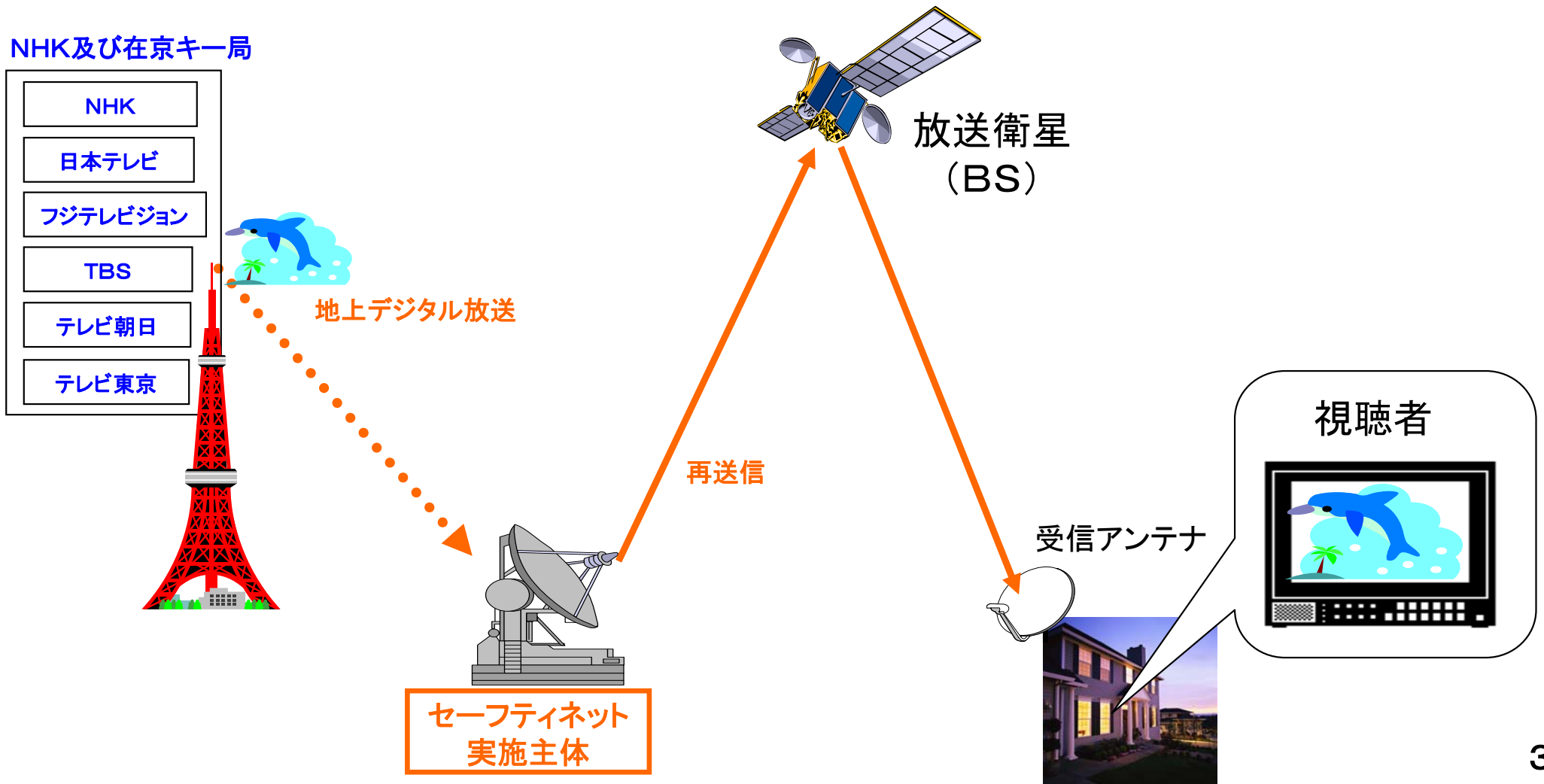
セーフティネットの実施イメージ

【視点3 今後の難視聴対策の在り方】

(情報通信審議会 情報通信政策部会 地上デジタル放送推進に関する委員会 (平成19年12月18日) 配布資料)

2011年のアナログ放送終了期限において地上デジタル放送が受信できない地域に対して、放送衛星（BS）により、NHK総合・教育、日本テレビ、フジテレビジョン、TBS、テレビ朝日及びテレビ東京が放送する番組を再送信する。

なお、この措置は、地上系の放送基盤により地上デジタル放送が送り届けられるまでの間の暫定的・緊急避難的な措置として実施するものであり、終了期限を定めて実施する。



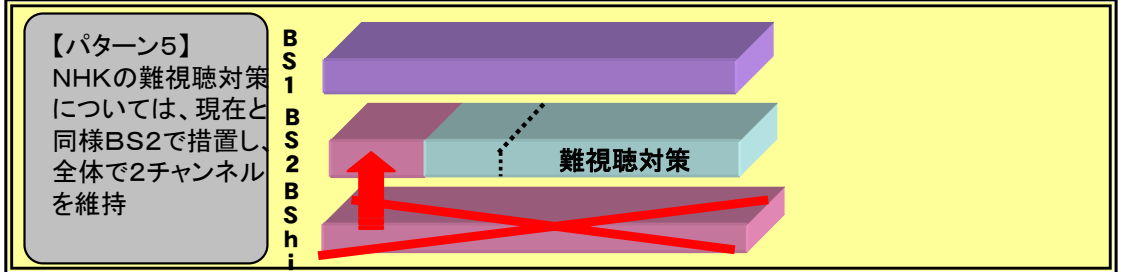
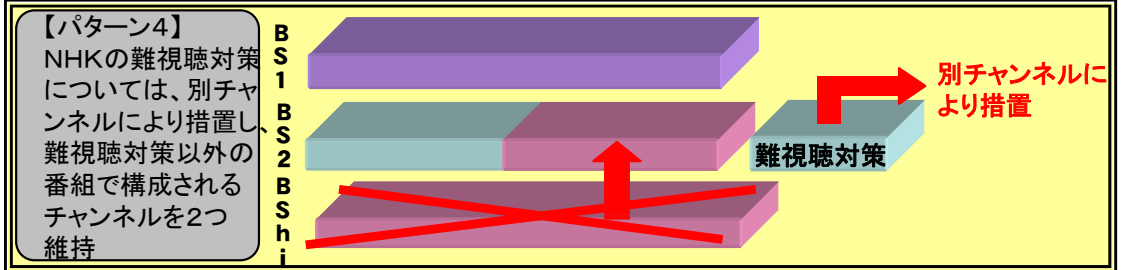
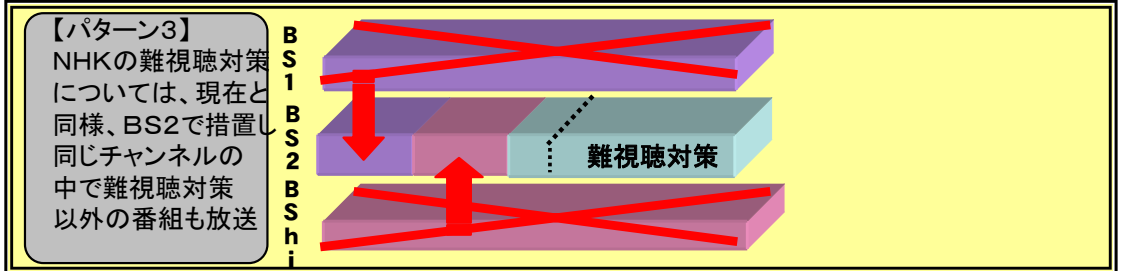
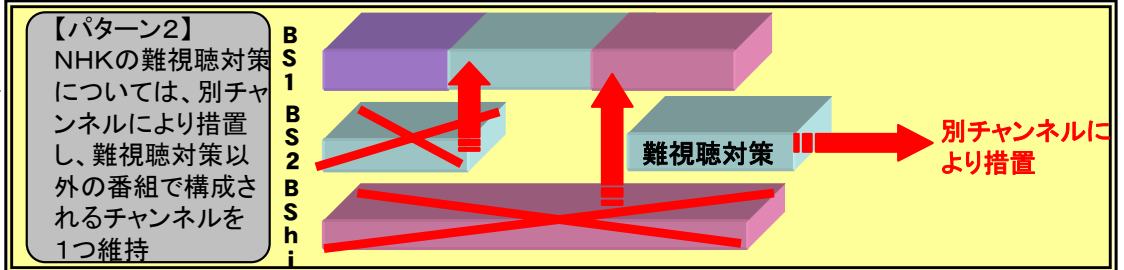
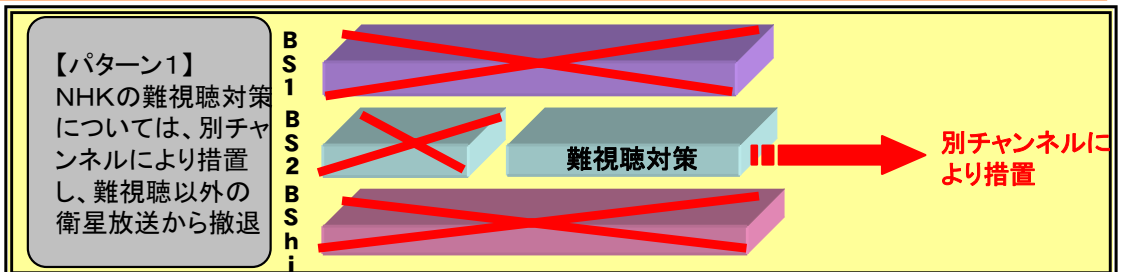
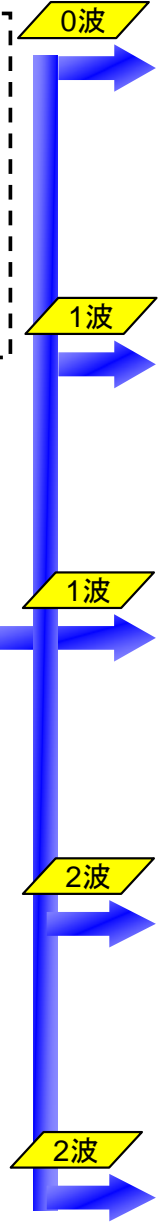
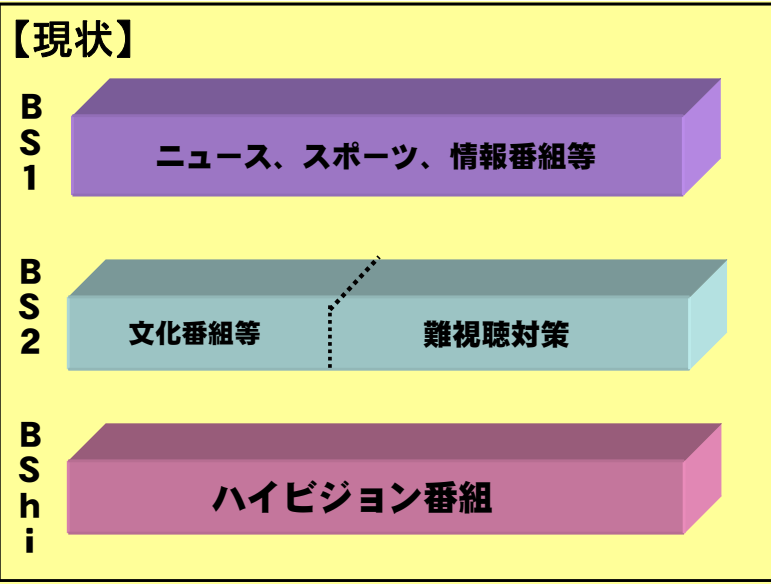
NHKの衛星放送の保有チャンネル数について

【視点3 今後の難視聴対策の在り方】
 (研究会 第3回会合資料)

○ 放送普及基本計画 (昭和63年郵政省告示第661号) 【抜粋】

(D) ただし、(A)及び(B)の協会の放送は、(ア)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。

(注)
 (A)はBS1、BS2のデジタル放送、(B)はBS hiのデジタル放送、
 (ア)はBS1、BS2のアナログ放送を指す。



◆ 今回の類型整理に関し、
【パターン2】については、NHKシミュレーションの**類型3**
【パターン4】については、NHKシミュレーションの**類型1**
【パターン5】については、NHKシミュレーションの**類型2**に、該当。

(注) 見直し後の各チャンネルの番組の構成については、様々なパターンが想定されるところであり、上記はあくまでも例示。

（単位 億円）

BS 1		BS 2		BSハイビジョン	
チャンネル固有経費	254	チャンネル固有経費	234	チャンネル固有経費	160
（うち 番組制作費）	〔 218 〕	（うち 番組制作費）	〔 194 〕	（うち 番組制作費）	〔 125 〕

〔チャンネル削減により減少する経費の考え方〕

現行のチャンネルを、そのまま単純に削減することを想定した場合、チャンネル固有経費分の金額が経費から減少することになる。

しかし、チャンネル削減と同時に、全額がすぐに減少するわけではない。

チャンネル固有経費に含まれる番組制作費については、チャンネル削減により減少するが、人件費や減価償却費については、数年かかると考えられる。

1波削減の場合(2波体制)

【類型1】

シミュレーションの概要	減少可能な経費	放送時間	
新第1チャンネル 現行BS1と同じ内容 新第2チャンネル 現行のBS hi とBS2から抜粋 難視聴対策は別チャンネルで実施	▲5.4億円	文化・芸能	▲34%
		HV特集	▲21%
		ニュース	▲20%
		映画	▲6%
		スポーツ	▲6%
算出の基本的な考え方			
○ 番組制作費は編成案をもとに放送しない番組の単価に本数を乗じた金額を算出。 ○ 購入番組・委託番組が減となるため、人件費・減価償却費の効果はないものと想定。			

【類型2】

シミュレーションの概要	減少可能な経費	放送時間	
新第1チャンネル 現行BS1と同じ内容 新第2チャンネル 現行のBS hi とBS2から抜粋 および難視聴対策60%	▲43.6億円	文化・芸能	▲50%
		映画	▲47%
		HV特集	▲47%
		ニュース	▲20%
		スポーツ	▲6%
算出の基本的な考え方			
○ 番組制作費は編成案をもとに放送しない番組の単価に本数を乗じた金額を算出。 ○ 購入番組・委託番組が減となるため、人件費・減価償却費の効果はないものと想定。			

2波削減の場合(1波体制)

【類型3】

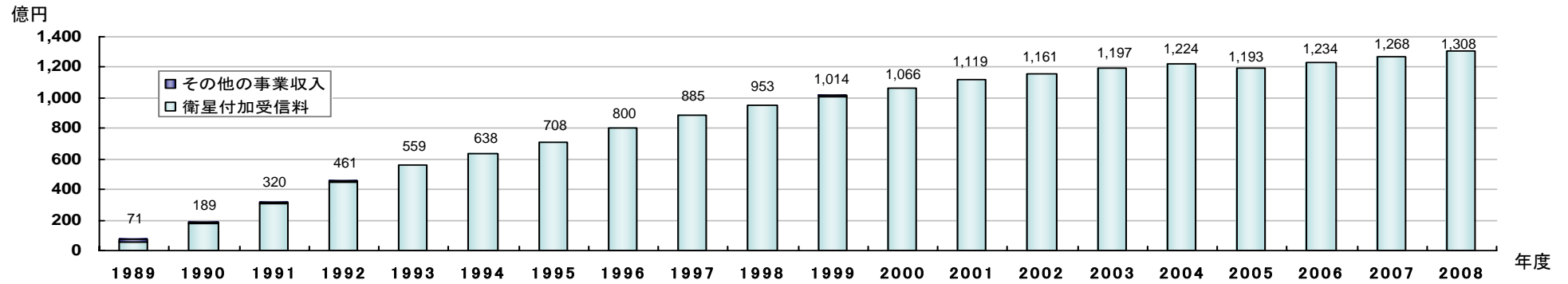
シミュレーションの概要	減少可能な経費 (うち番組制作費)
難視聴対策除く現行3波 ・ ニュース・スポーツ、文化・芸能など、それぞれの分野の番組を減じて編成	▲269.8億円 [▲230.4億円]
算出の基本的な考え方	放送時間
○ 番組制作費は編成案をもとに放送しない番組の単価に本数を乗じた金額を算出。番組資材費など番組制作に伴い必要となる経費(番組間接費)は、想定が困難なことから、一定金額を減少する経費として加算 ○ 人件費はチャンネル別経費で算出した衛星3波の人件費の合計額に、物件費(番組直接費や報道取材関係経費など、人件費や減価償却費を除く経費)の比率を乗じて算出 ○ 減価償却費は直接施設等が不要になるものがないため、影響はないものと想定	HV特集 ▲82%
	文化・芸能 ▲64%
	スポーツ ▲62%
	映画 ▲55%
	ニュース ▲44%

※ 「番組制作費」については、削減によりすぐに減少する経費である。
 一方、衛星チャンネル固有の人件費や減価償却費など短期的な減少は不可能だが、
 中期的には減少可能と見込んでいる。

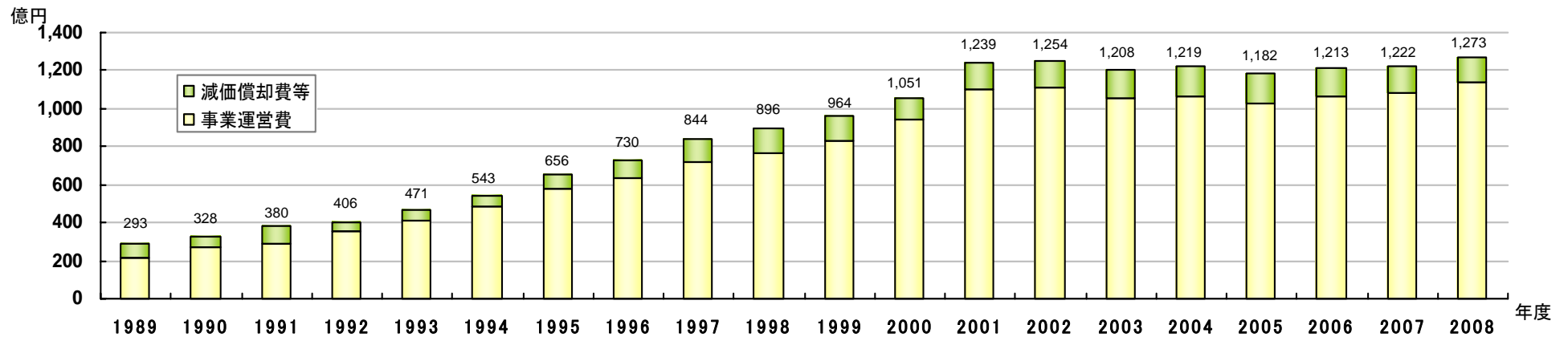
NHKの衛星放送関係収支の推移

【視点7 国民視聴者の経済的負担について】
 (研究会第2回会合資料 (NHK提出資料))

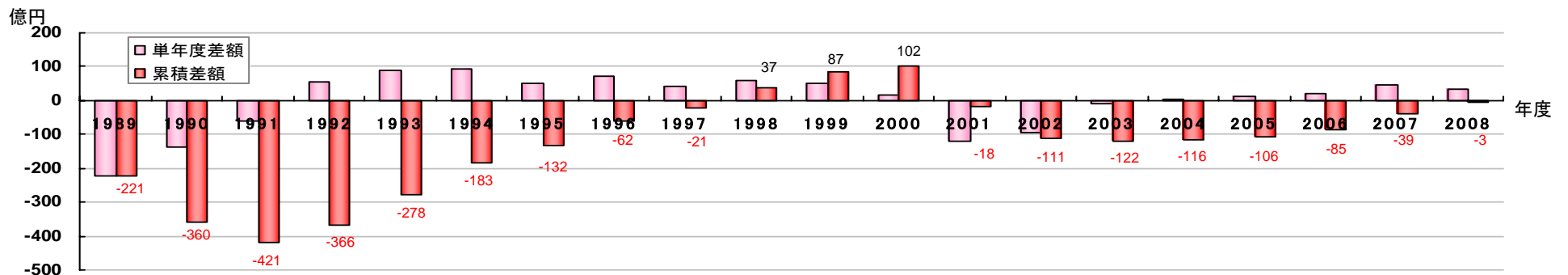
1 衛星放送に係る収入



2 衛星放送に係る経費



3 衛星放送に係る収支差額



※ 2007年度の数値については見込み額、2008年度については予算額。

BS放送用周波数の使用状況

【視点8 民間放送事業者への影響】

1ch		3ch		13ch		15ch		
[24] BS朝日	[24] BS-i	[24] WOWOW	[24] BSジャパン	[24] BS日本	[24] BSフジ	[9] NHK-BS1	[11] NHK-BS2	[24] NHK-BShi
5ch		7ch		9ch			11ch	
アナログ (WOWOW)		アナログ (NHK-BS1)		[18] 日本BS放送	[15] スター・チャンネル	[15] ワールド・ハイビジョン・チャンネル	アナログ (NHK-BS2)	
17ch		19ch		21ch		23ch		
未使用		未使用		未使用		未使用		

[]数字はスロット数(1周波数=48スロット)

BSデジタル放送(テレビ)の委託放送事業者の概要

【視点8 民間放送事業者への影響】

社名	株式会社BS日本	株式会社ビーエス朝日	株式会社ビーエス・アイ	株式会社BSジャパン	株式会社ビーエスフジ
資本金	250億円	350億円	400億円	300億円	310億円
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)
当初認定日	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27	1998. 10. 27
直近の認定更新日	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27	2003. 10. 27

社名	株式会社WOWOW	株式会社スター・チャンネル	日本BS放送株式会社	ワールド・ハイビジョン・チャンネル株式会社
資本金	50億円	20億円	30億円	15億円
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組	HD 1番組
当初認定日	1998. 10. 27	2005. 12. 15	2005. 12. 15	2005. 12. 15
直近の認定更新日	2003. 10. 27	—	—	—

「放送番組制作業実態調査」（平成19年10月26日総務省公表）の概要①

【調査概要】 通信産業に密接に関連する放送番組制作業の実態を把握するため、平成4年度から毎年実施。なお、平成17年度までは通信関連業実態調査として実施。

【調査対象】 放送番組及びコマーシャル（CM）の制作に関わる業（ケーブルテレビ番組供給業を除く）

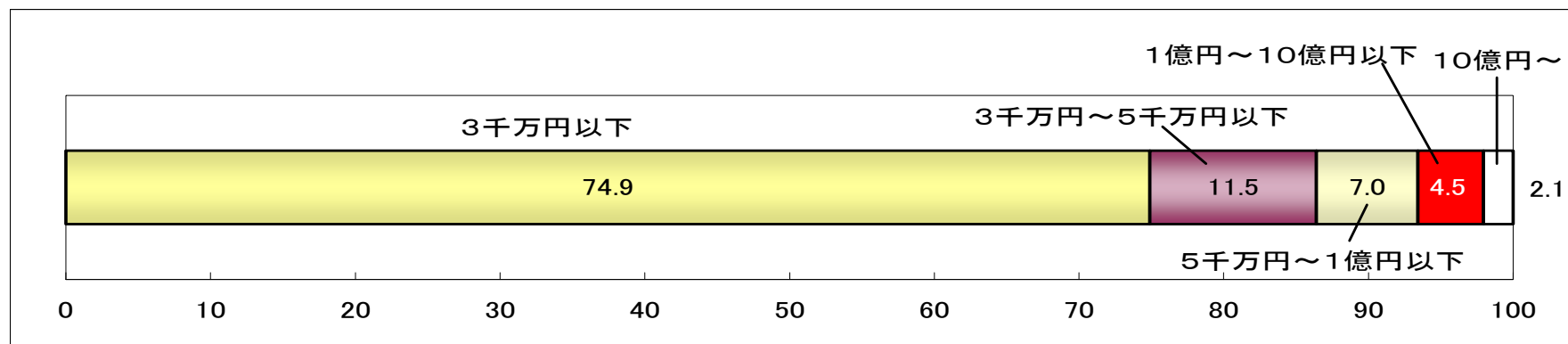
【回収率】 27.9%（送付数870、回答数243）

資本金5千万円以下の事業者が全体の86.4%、従業員100人以下の事業者が全体の91.8%と、放送番組制作会社の多くは中小企業※である。

※資本金5千万円以下又は従業員数が100人未満の企業（中小企業基本法による定義）

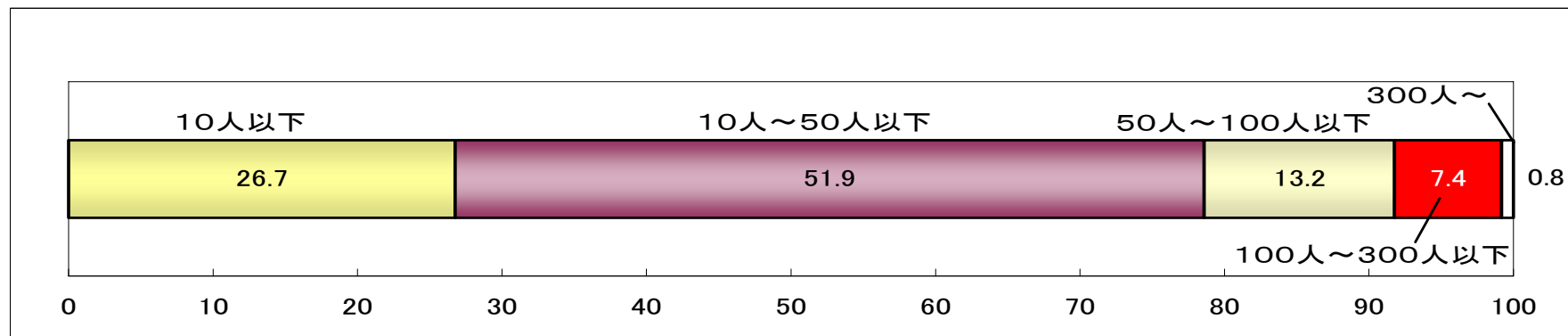
1. 資本金別の事業者構成

単位：%（構成比）



2. 従業員規模別の事業者構成

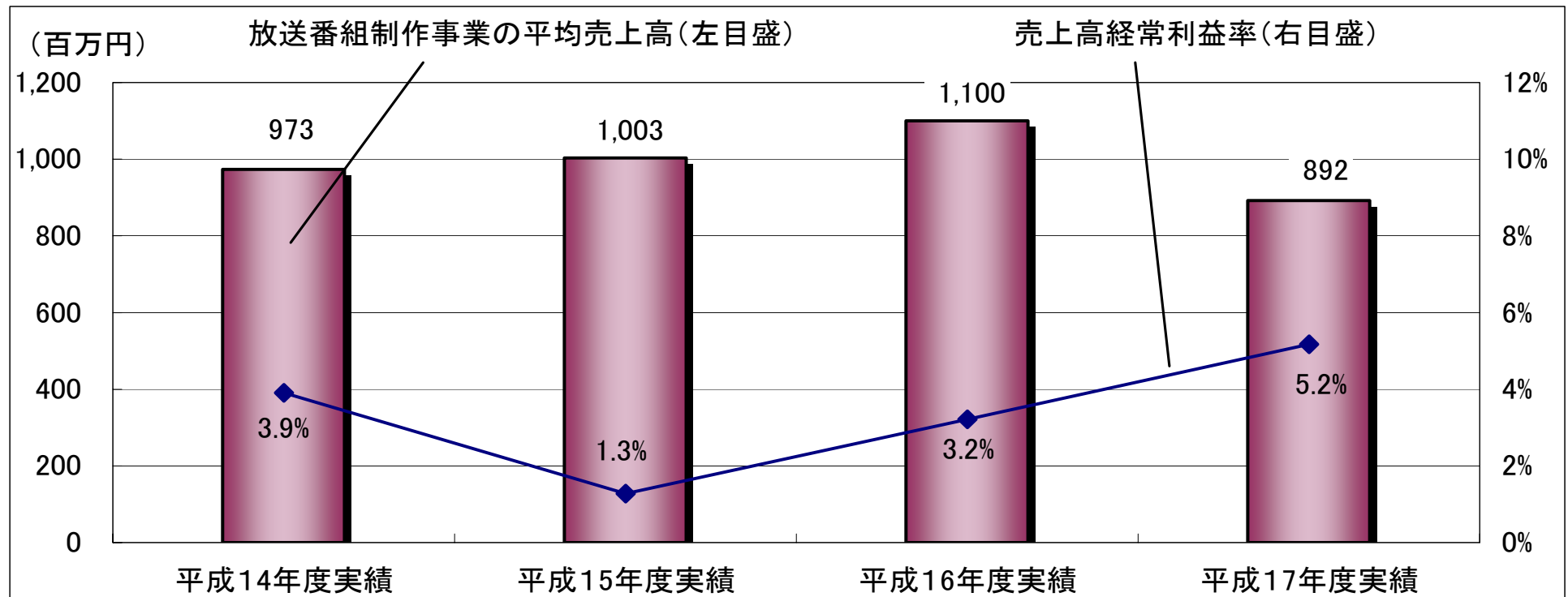
単位：%（構成比）



「放送番組制作業実態調査」(平成19年10月26日総務省公表)の概要②

平成17年度の平均売上高実績額は8億9200万円と、前年度に比べて18.9%の減少となったが、売上高経常利益率は上昇。

放送番組制作業の平均売上高



※売上高経常利益率は会社全体の売上及び経常利益から算出したもの。

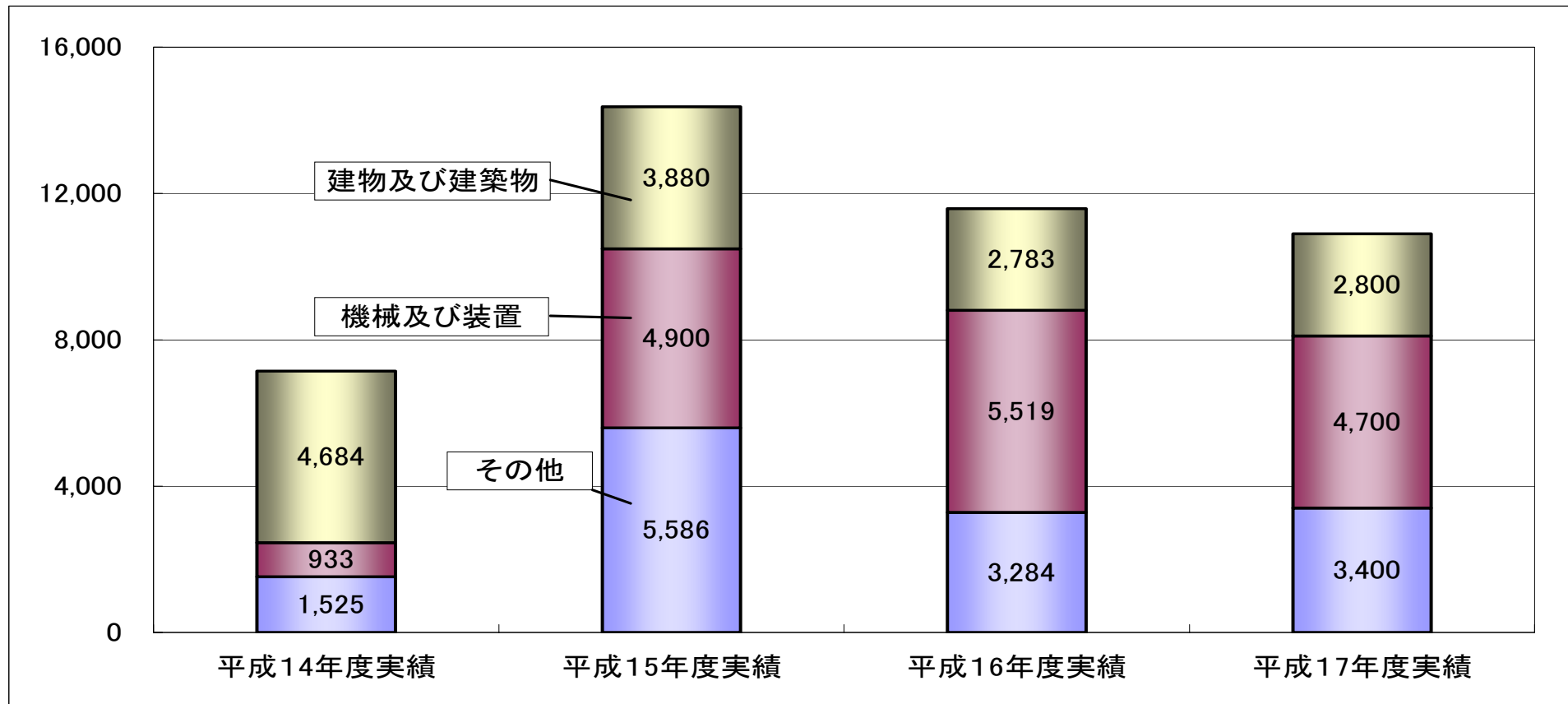
「放送番組制作業実態調査」（平成19年10月26日総務省公表）の概要③

平成15年度に急激に増加したが、その後は徐々に減少傾向となっている。

※ 地上デジタル放送開始（平成15年）の影響によるものと推測される。

1社当たり平均設備投資額の推移

単位：万円

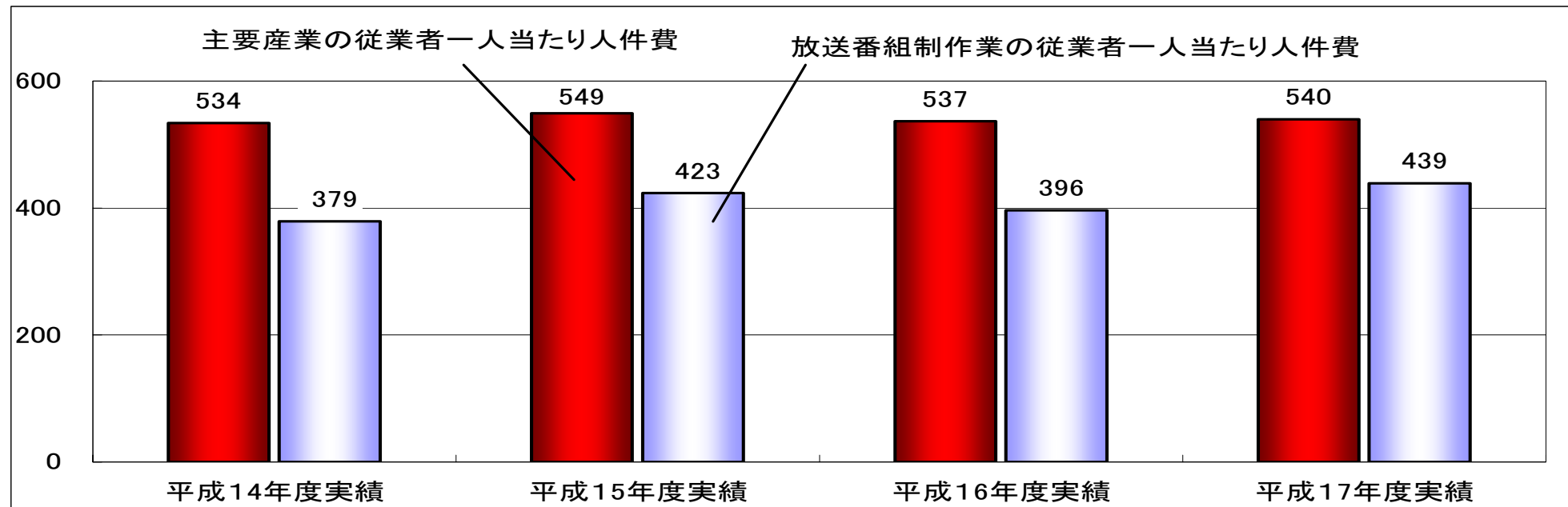


「放送番組制作業実態調査」（平成19年10月26日総務省公表）の概要④

放送番組制作業の従業者一人当たり人件費は、主要産業の従業者一人当たり人件費と比べて低い水準となっている。

従業者一人当たりの人件費の推移

単位：万円



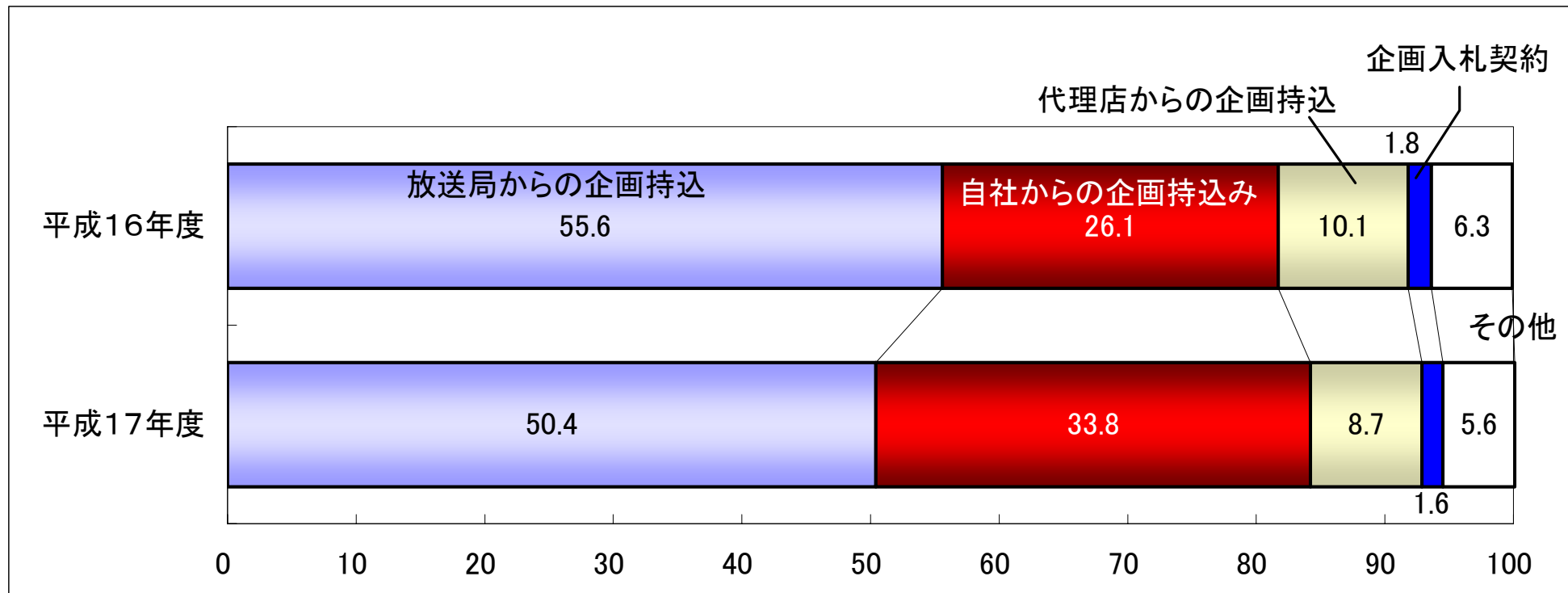
※ 主要産業の従業者一人当たり人件費は「経済産業省企業活動基本統計調査」から算出。放送番組制作業の従業者一人当たり人件費は、放送番組制作業務に係る人件費を当該人件費に回答のあった企業の放送番組業務に携わる従業者数で除して算出。なお、人件費には福利厚生費、退職金、退職手当引当金繰入額を含んでいるため、年間給与額は従業者一人当たり人件費よりも低くなる。

「放送番組制作実態調査」（平成19年10月26日総務省公表）の概要⑤

放送番組制作会社からの企画持込によるものが33.8%と、前年度に比べ7.7ポイントの増加。
放送局からの企画持込は50.4%。

番組制作の端緒

単位：％（構成比）



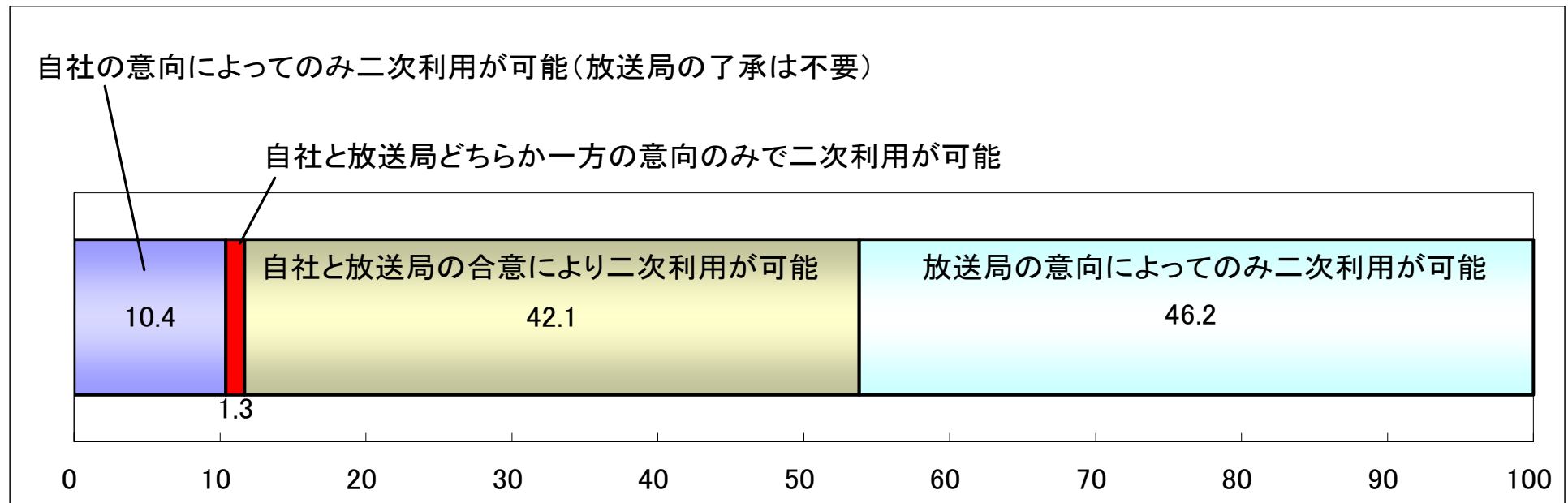
「放送番組制作実態調査」（平成19年10月26日総務省公表）の概要⑥

放送番組制作会社が収録・編集済みのいつでも放送できるように完全に出来上がっている番組として放送局に納品（「完全パッケージ」納品）したもののうち、放送番組制作会社の意向のみによって二次利用することのできるものは11.7%※。放送局の意向のみによって二次利用が可能になるものは47.5%※。

※両方とも「自社と放送局どちらか一方の意向のみで二次利用が可能」を含んだ値。

番組を二次利用する際の条件等

単位：％（構成比）



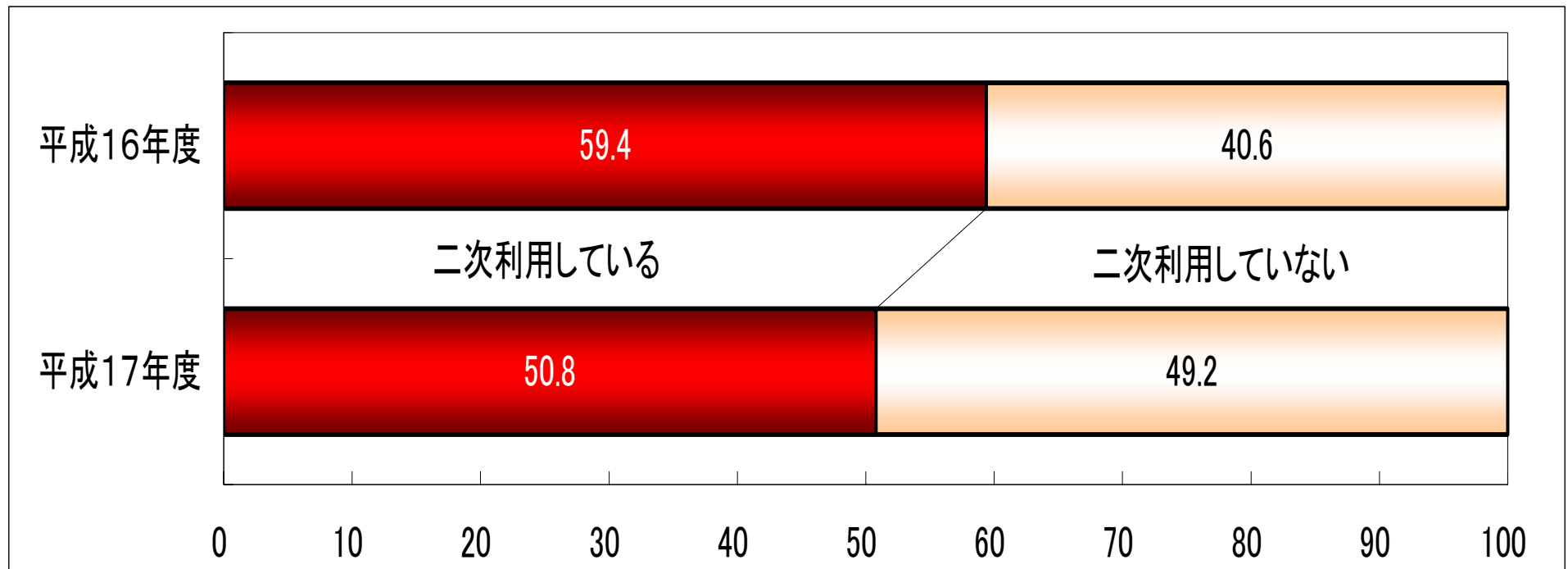
(注) 放送番組の二次利用とは、当初の利用目的で定められた回数を超えての放送（再放送）、地上放送用に制作した番組をCATVで放送するなど当初の目的以外のメディアでの放送や、ビデオ化、CD-ROM化、出版といった放送以外での利用など、当初の目的以外の利用をいう。

「放送番組制作実態調査」（平成19年10月26日総務省公表）の概要⑦

放送番組を二次利用している放送番組制作会社は50.8%と、前年度に比べて8.6ポイントの減少。

二次利用の状況

単位：%（構成比）

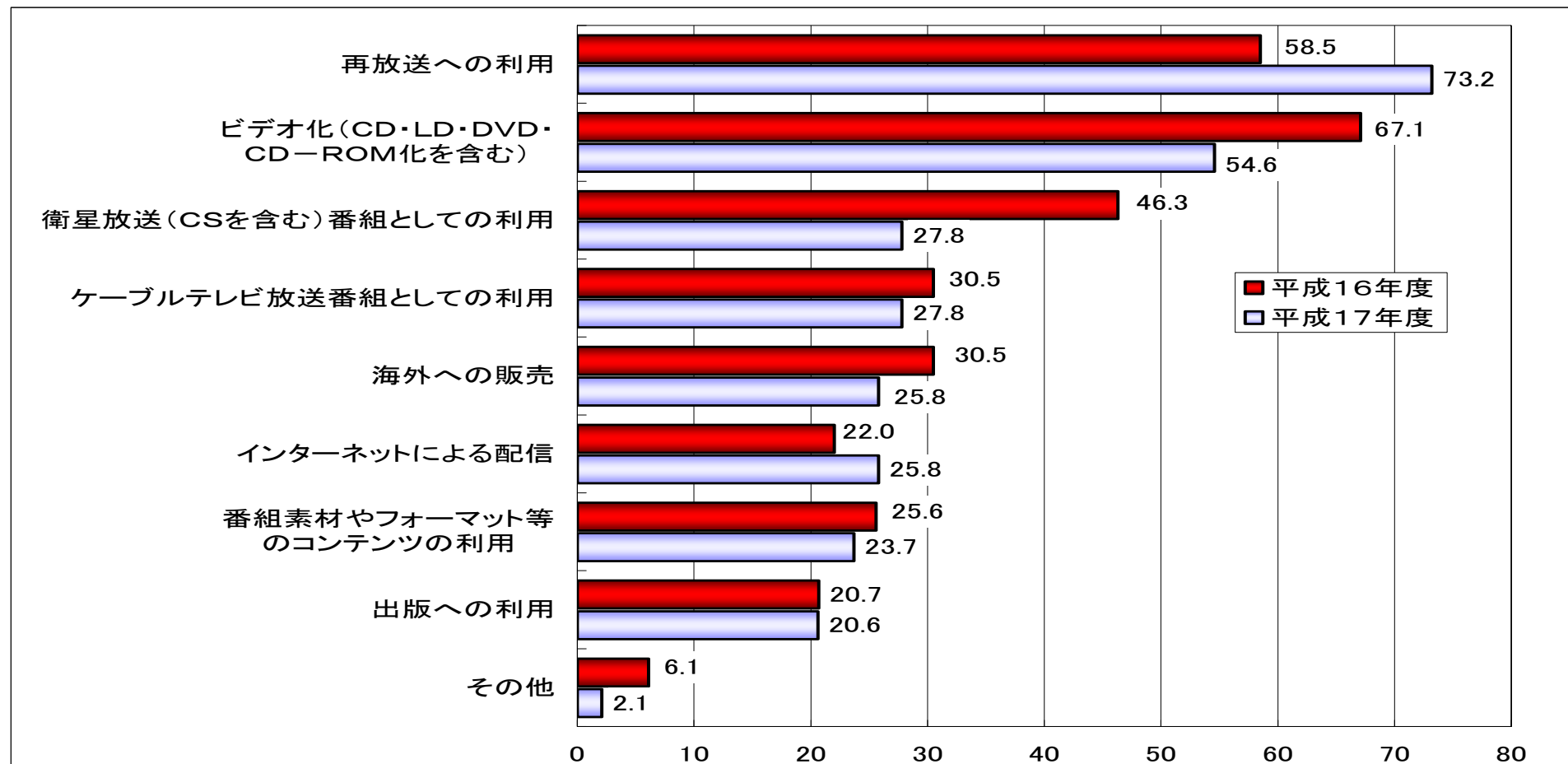


「放送番組制作実態調査」(平成19年10月26日総務省公表)の概要⑧

再放送への利用が73.2%（対前年度比14.7ポイント増）と大幅に増加する一方、ビデオ化は54.6%（対前年度比12.5ポイント減）、衛星放送番組としての利用は27.8%（対前年度比18.5ポイント減）と減少。

二次利用の形態

単位：%【複数回答】

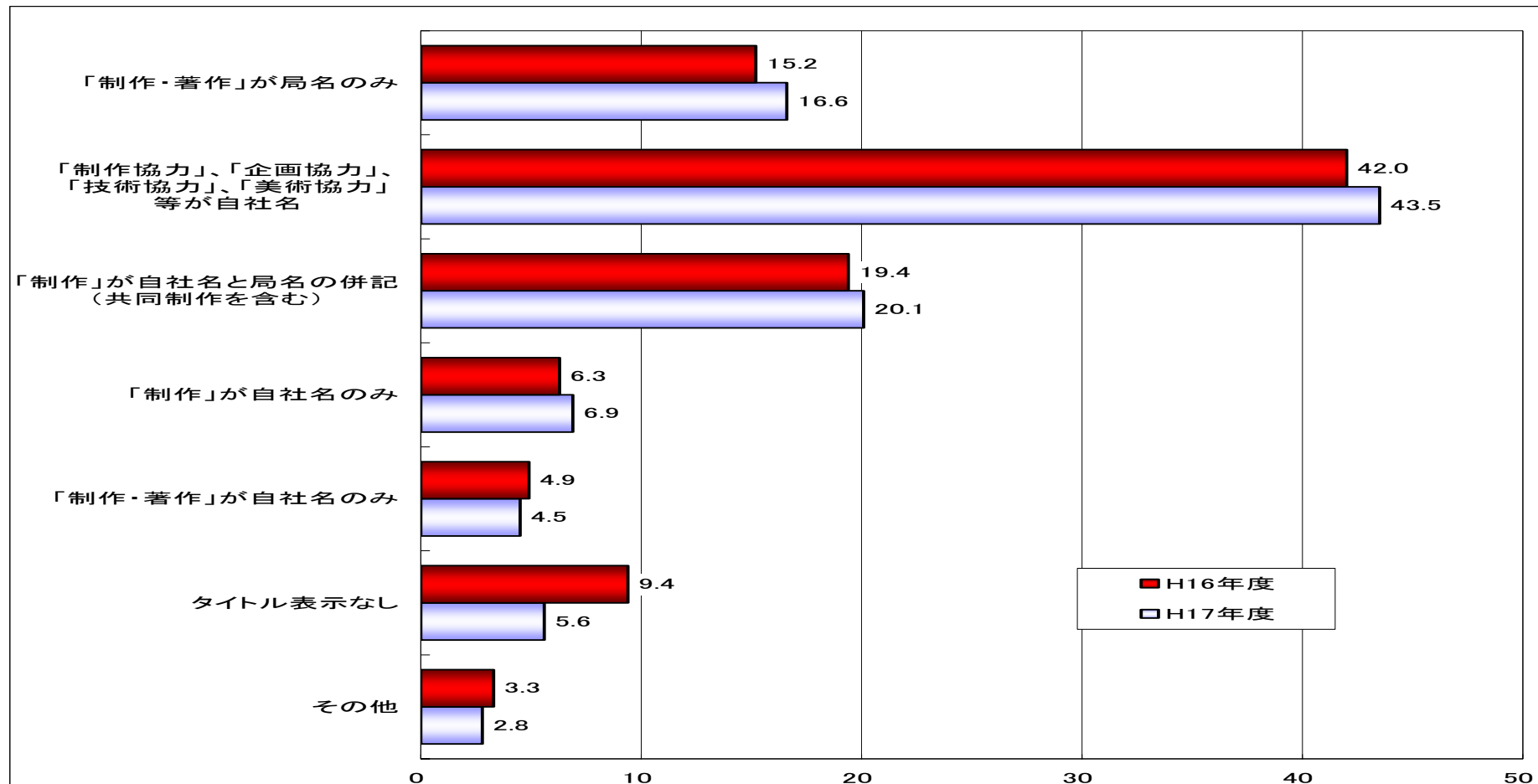


「放送番組制作実態調査」（平成19年10月26日総務省公表）の概要⑨

「完全パッケージ」納品した番組の実際の放送時における番組制作者のタイトル表示は、『「制作・著作」が局名のみ』が16.6%、『「制作協力」、「企画協力」、「技術協力」、「美術協力」等が自社名』が43.5%、『「制作」が自社名と局名の併記（共同制作を含む）』が20.1%、『「制作」が自社名のみ』及び『「制作・著作」が自社名のみ』が合計で11.4%。

番組のタイトル表示

単位：%



「放送番組制作実態調査」（平成19年10月26日総務省公表）の概要⑩

「インターネット番組（画面）制作」を今後取り組みたい事業展開と考えている制作会社が「1年以内に取り組を計画している」（9.0%）、「2～3年後には取り組みたい」（25.5%）の双方とも高率である。

単位：%（構成比）

